

介護医療院運営規程

(施設の目的)

第1条 医療法人小林会が実施する介護医療院は、長期にわたる療養を必要とする要介護状態にある高齢者等が、その者の有する能力に応じた自立生活を営むことができるよう療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を、施設サービス計画に基づき適切に提供することを目的とする。

(施設の運営方針)

第2条

- 1 介護医療院は、要介護者が長期にわたる療養を必要とする状況にあっても、その者の有する能力に応じた自立生活を営むことができるように配慮して介護医療院サービスを提供するものとする。
- 2 介護医療院は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護医療院サービスを提供するものとする。
- 3 介護医療院は、地域や家族との結び付き重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 4 介護医療院サービスは、入所者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況を踏まえて、その者の療養を妥当適切に行うものとする。
- 5 介護医療院サービスは、個々の要介護者の心身の状況に応じた施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。
- 6 介護医療院の従業者は、介護医療院サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいよう指導又は説明を行うものとする。
- 7 介護医療院は、介護医療院サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入院患者の行動を制限する行為を行わないものとする。
- 8 介護医療院は、自らその提供する介護医療院サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- 9 介護医療院は、虐待防止のための措置を講じる。

(名称及び所在地)

第3条 介護医療院の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称 小林病院 介護医療院

所在地 熊本県熊本市南区城南町隈庄574

(職員の職種及び員数)

第4条 介護医療院に配置する職員の職種及び員数は次のとおりとする。

- | | | |
|-----------------|------|------------------|
| (1) 管理者 | 1名 | |
| (2) 医師 | 1名以上 | (医療機関併設の為24時間対応) |
| (3) 看護職員 | 6名以上 | |
| (4) 介護職員 | 9名以上 | |
| (5) 薬剤師 | 1名以上 | |
| (6) 理学療法士・作業療法士 | | 適当数 |
| (7) 管理栄養士 | 1名以上 | |
| (8) 介護支援専門員 | 1名以上 | |
| (9) 診療放射線技師 | 1名以上 | |
| (10) 事務員 | | 適当数 |
| (11) 調理員 | | 適当数 |

(職員の職務内容)

第5条 前条に定める職員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護医療院の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を、一元的に行うとともに、介護医療院の人員、設備及び運営に関する基準第4章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。
- (2) 医師は、診療を行うものとする。
- (3) 看護職員は、医師の指示のもと、診療の補助を行うとともに、入所者の一般状態の観察及び必要な看護業務全般を行うものとする。
- (4) 介護職員は、医学的管理下における歩行、入浴、排泄、食事等の介助及び身の回りの世話等介護業務全般を行うものとする。
- (5) 薬剤師は、医師の指示のもと、調剤等の必要な薬剤業務を行うものとする。
- (6) 介護支援専門員は、利用者の相談に応じ施設サービス計画の原案及び施設サービス計画を作成し、その支援を行うものとする。
- (7) 理学療法士・作業療法士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行うものとする。
- (8) 診療放射線技師は、医師の指示に基づき、入所者に対し必要な検査業務等を行うものとする。

(9) 事務員は、施設の円滑な運営に資するよう、適切に事務の処理を行うものとする。

(10) 調理員は、管理栄養士及び栄養士の指示に基づき、入所者の食事に関する調理業務を行うものとする。

(入所者の定員)

第6条 入所者の定員は、次のとおりとする。

36名

第7条 入所定員及び療養室の定員を遵守します。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りでないものとする。

(介護医療院サービスの内容)

第8条

1 施設サービス計画について、施設サービス計画の作成に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握し、入所者及びその家族の希望、入所者について把握された解決すべき課題並びに医師の治療の方針に基づき、当該入所者に対する介護医療院サービスの提供に当たる他の従業者とサービス担当者会議の開催又は担当者からの照会を行い、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上で留意すべき事項等を盛り込んだ施設サービス計画の原案を作成し、その原案について、入所者に対して説明を行い、同意を得た上で施設サービス計画を作成し、入所者もしくは家族に対し、施設サービス計画を交付し、サービスを提供するものとする。又、計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、介護医療院サービスの提供に当たる他の従業者との連絡を継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、入所者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。

2 診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行い、診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、入所者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をあげることができるよう適切な指導を行い、常に入所者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、適切な指導を行うものとする。又、検査、投薬、注射、処置等は、入所者の病状に照らして妥当適切に行い、特殊な療法又は新しい療法等については、別

に厚生大臣が定めるもののほか行わないこととし、別に厚生大臣が定める医薬品以外の医薬品を入所者に施行又は処方しないこととする。ただし、薬事法第2条第7項に規定する治験に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合においては、この限りではない。又、入所者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じ、必要に応じて入院患者及びその家族の同意の上で、専門医療機関との病診連携により専門医療機関への紹介等を行い入所者の病状の悪化等の防止に努めるものとする。

- 3 機能訓練は、入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要に応じて理学療法、作業療法その他適切なりハビリテーションを機能回復訓練室及びベッドサイド若しくはリハビリテーションを行うに適切な場所において計画的に行うものとする。
- 4 医学的管理の下における看護、介護は、入所者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、入所者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行うものとし、入院患者を入浴又は清拭の施行をする場合は、一週間に2回以上適切な方法により提供するものとし、排泄の介助を要する入院患者に対しては、入所者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により排泄の自立について必要な援助を行うものとする。又、おむつ使用せざるを得ない入所者については、定期的な訪室やナースコールによる対応等により、適切におむつを取り替えるものとする。又、前述に定めるほか、入所者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行うものとする。又、入所者に対して、入所者の負担により、当該介護医療院の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせないものとする。
- 5 入所者への食事の提供は、栄養並びに入所者の身体の状態、病状及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な衛生管理がなされたものを提供する。又、入所者の自立支援に配慮し、できるだけ食堂にて提供するよう努め、心身の状況により食堂での食事の提供が難しい入所者についても、できる限り離床を促し、適切な方法により食事の提供を行うものとする。又、食事の提供時間について、夕食は早くとも午後5時以降に提供し、適時適温に努めるものとする。
- 6 その他のサービスの提供について、レクリエーションに関しては、適宜入所者のためのレクリエーション計画を作成し提供するものとする。又、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。

(サービス利用料及びその他の費用の額)

第9条 介護医療院の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、基準上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額とする。

- 2 その他の費用として、居住費、食費、その他通常必要となる日常生活上の便宜に係る費用で、その入所者に負担させることが適当と認められる費用の支払いを受けることが

できるものとする。費用及び金額は重要事項説明書に記載のとおりとする。

- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、入所者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（施設の利用に当たっての留意事項）

（掲 示）

第10条 運営規程の概要、職員の勤務体制、利用料等の重要事項については、利用者の見えやすい場所に掲示するものとする。

（介護サービスの提供に際しての重要事項の説明及び同意）

第11条 介護医療院サービスの提供に際し、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の患者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について患者の同意を得るものとする。

（入退所）

第12条 介護医療院は、その心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他医療等が必要であると認められる者を対象に、介護医療院サービスを提供するものとする。

- 2 介護医療院は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、長期にわたる療養及び医学的管理の下における介護の必要性を勘案し、介護医療院サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。
- 3 介護医療院は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等（法第八条第二十四項に規定する指定居宅サービス等をいう。第二十八条において同じ。）の利用状況等の把握に努めなければならない。
- 4 介護医療院は、入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録しなければならない。
- 5 前項の検討に当たっては、医師、薬剤師、看護職員、介護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しなければならない。
- 6 介護医療院は、入所者の退所に際しては、入所者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、退所後の主治の医師に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第13条 要介護者は、介護医療院の利用に際し、次の事項に留意しなければならない。

- 1 入所中は、入所生活における秩序を守り、故意に他の入所者に対して危害を加えたり、プライバシーを侵害するような行為を行ってはならない。
- 2 器具、機材を利用する際は、あらかじめ定められた利用方法により適切に行い、利用が制限されている器具、機材の利用に際しては、職員の許可を得なければならない。又、職員以外入退室が制限されている設備の利用については、職員の許可を得るものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第14条 介護医療院サービスの提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

- 2 前項の被保険者証に介護保険法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、介護医療院サービスを提供するように努めるものとする。
- 3 入所の際に要介護認定を受けていない入所申込み者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合には、入所申込み者の意思を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう援助を行うものとする。
- 4 要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行うものとする。

(非常災害対策)

第15条

- 1 火災を想定した消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する防災計画に従い、不測の事態に備える体制を整え、火災や風水害、地震等が発生した場合は、それに起因する被害や障害等を最小限にとどめ入所者の安全を確保し、その生命と健康を守ることを最重要課題として、必要な対策を迅速に行います。
- 2 非常災害に備えるため、年2回以上の避難・通報・消防訓練等を実施します。
- 3 消防計画及び防災計画に従い、災害発生時の対応については必要な教育及び訓練を適時実施します。
- 4 非常災害に際しての必要な具体的な計画の策定、避難、救出訓練の実施等に関する事項は、小林病院が別に規定する消防計画書に準ずる。

(衛生管理)

第16条 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、定期的な設備検査及び水質検査を行い、衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。又、施設内

感染についても対策マニュアルにて必要な措置を講ずるものとする。

(秘密保持)

- 第17条 介護医療院の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らさない。また、そのための必要な措置として介護医療院管理者との間に誓約書を作成し、介護医療院において保管する。
- 2 介護医療院の従業者に、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、誓約書の内容に規定する。
- 3 介護医療院は、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得るものとする。

(苦情処理)

- 第18条 介護医療院は、提供した介護医療院サービスに関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、常設の窓口を設置し、相談担当者を置く。又、担当者が不在となる場合は、代理の者を配置し、相談者からの相談に応じ、その内容について必ず相談担当者へ引き継ぐようにする。この場合、代理の者に対しては秘密保持を遵守させ、相談担当者以外に入所者の情報が漏れぬよう配慮する。
- 2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制、手順は次のとおりとする。
- (1) 苦情処理台帳に記載。
 - (2) 苦情についての事実確認を行う。
 - (3) 苦情処理方法を記載し、管理者決議。
 - (4) 苦情処理について、苦情のあった従業者及びその他の者に対して改善を促し、又、設備に対する苦情については可能な限り改善を行う。
 - (5) 苦情処理の改善について、入所者に対し改善がなされたかの確認を行う。
 - (6) 度重なる苦情が相次ぐ従業者及びその他の者には、苦情に対する詳しい状況報告を求め、入所者に対し事実確認を行い、必要に応じて管理者決議の上、相当の懲罰等を与えるものとする。
 - (7) 苦情処理は当日或いはできるだけ速やかに行われることを原則とする。
 - (8) 苦情処理についての結果等を台帳に記載する。

(事故発生時の対応)

- 第19条 入所者に対する介護医療院サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、担当従業者に対し事故の状況報告を求め、その原因を解明し、再発防止のための策を講ずるものとする。
- 2 入所者に対する介護医療院サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(虐待防止)

第20条 介護医療院は、虐待を防止するための体制を整備することにより、入所者の権利を擁護するとともに、入所者が介護医療院サービスを適切に利用できるように支援することとする。虐待防止に関するマニュアルは小林病院が別に作成したマニュアルに沿って対応することとする。毎月の虐待防止委員会の開催や、定期的な研修会を開催し虐待防止に努める組織を醸成していくこととする。

(身体拘束の対応等)

第21条 介護医療院サービスの提供にあたっては、入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除いて、身体的拘束その他入所者の行動を制限する抑制行為は行いません。緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、医師がその態様及び時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由等を記録します。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第22条 法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスに係る費用の支払いを受けた場合は、提供した介護医療院サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付するものとする。

(市町村等への通知)

第23条 介護医療院サービスを受けている入所者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

- (1) 介護医療院サービスの利用の必要がなくなったと認められるにもかかわらず退所しないとき。
- (2) 正当な理由なしに介護医療院サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (3) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(地域との連携)

第24条 地域住民やボランティア組織との連携を通じ、地域交流を深める。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第25条 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

(会計区分)

第26条 介護医療院サービス事業の会計と、その他の事業の会計は区分する。

(記録の保存)

第27条 従業者、施設及び設備構造並びに会計に関する諸記録を整備する。

2 施設サービス計画書、診療録その他の提供した施設サービスに係る記録及び市町村の通知に係る記録等を整備しておくとともに、その完結の日から5年間保存する。

(その他の運営に関する事項)

第27条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人小林会と介護医療院の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規程は、令和4年4月1日より施行する。